特定非営利活動法人　集住グリーンネットワーク　定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　　この法人は、特定非営利活動法人 集住グリーンネットワークという。

（事務所）

第２条　　この法人は、主たる事務所を東京都立川市に置く。

（目的）

第３条　　この法人は、広く都市に居住する市民を対象にみどりゆたかな快適な住環境、人と人、人と緑のふれあいのある生き生きとしたコミュニティー、人と地球に優しいサスティナブルな住環境の実現と、集住文化の育成を目的に集合住宅を中心に広く住民参加によるみどりの街づくりを支援していくものである。また、この事業を通して地域の活性化、都市再生、緑の保全と創出、高齢者の雇用機会の創出、など幅広く社会に貢献していくことを目的としている。

（特定非営利活動の種類）

第４条　　この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）まちづくりの推進を図る活動

（２）環境の保全を図る活動

（３）社会教育の推進を図る活動

（４）以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡，助言または援助の活動。

（事業の種類）

第５条　　この法人は、第３条の目的を達成するために、特定非営利活動にかかる事業として次の事業を行う。

（１）集合住宅並びに身近なみどりの自主管理活動支援事業

①　みどりの住環境診断

②　みどりの管理に係るアドバイス

③　樹木調査及び診断

④　樹木台帳の作成

⑤　みどりのボランティアの養成、派遣

⑥　グリーンバンク開設、運営

⑦　みどりの管理に必要な道具及び機械の貸し出し、斡旋

⑧　屋外環境並びに建替え及びリニューアル等に関するアドバイス

（２）身近な自然の保全、創出に関する普及啓発事業

① みどりのワークショップの企画、実施業務

② 身近な自然に関する講演会、セミナー、シンポジューム等の開催

③ 情報誌、機関紙、研究報告書、活動報告書の発行

④ ホームページの開設、運営

⑤ 都市緑化活動の推進

（３）身近な緑と自然の保全と創出に関する調査研究

① 集合住宅の緑とコミュニティーに関する調査研究

② 都市緑化技術、都市緑地管理手法の開発、研究

（４）身近な緑と自然の創出に係る人材育成のための講座、研修会等の開催

① グリーンワーカーの育成

② グリーンファシリテーターの育成

③ グリーンドクターの育成

（５）その他目的を達成するために必要な事業

2　この法人は、次の収益事業を行う

① 機関紙への広告掲載事業

3　前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、その収益は、第１項に掲げる事業に当てるものとする。

第２章　会　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」と言う。）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体。

（３）学生会員　この法人の目的に賛同し、進んで活動するために入会した学生

（入会）

第７条　会員の入会について，特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

3　理事長は前項の申し込みがあったとき、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は、第２項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもってその旨を本人に通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

（１）　退会届を出したとき。

（２）　本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体及が消滅したとき。

（３）　継続して一年以上会費を滞納したとき。

（４）　除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当する場合には，総会の議決により、これを除名することができる。

（１）　この定款に違反した場合。

（２）　この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役　員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に次の役員を置く。

（１）　理事　　３人以上１５人以内。

（２）　監事　　１人以上２人以内。

２　理事のうち１人を理事長とし、２人以内を副理事長とする。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を越えて含まれることになってはならない。

4　法２０条のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。

5　監事は、理事またはこの法人の職員をかねてはならない。

（職務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　監事は次の職務を行う。

（１）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）　この法人の財産の状況を監査すること。

（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

（４）　全項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）　理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、２年とする。但し再任は妨げない。

2　補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条　理事または監事のうち、その定数の３分の１を越えるものが欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条　役員が次に各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

（１）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第 19 条　役員はその３分の１以下の範囲で報酬を受けることができる。

2　役員にはその職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会　議

（種別）

第 20 条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２　　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第 21 条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第 22 条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散及び合併

（３）　事業計画及び収支予算並びにその変更

（４）　事業報告および収支決算

（５）　役員の選任または解任、職務及び報酬

（６）　入会金及び会費の額

（７）　借入金（その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。

（８）　事務局の組織及び運営

（９）　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 23 条　通常総会は毎年一回とする。

２　　臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

（１）　理事会が必要とみとめ、招集の請求をしたとき。

（２）　正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）　監事が第１５条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の召集）

第 24 条　総会は前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　　理事長は前条第２項第一号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条　総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定数）

第 26 条　総会は、正会員数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条　総会における議決事項は、第２４条３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条　各正会員の表決権は平等のものとする。

２　やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２条の規定の摘用については出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならい。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その総数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、押印または署名しなければならない

（理事会の構成）

第30条　理事会は理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会はこの定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は次に掲げる場合に開催する。

（１）　理事長が必要とみとめたとき。

（２）　理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第 33 条　理事会は理事長が招集する。

2　　理事長は前条第２号の場合にはその日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第 34 条　理事会の議長は理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第 35 条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

（理事会の表決権等）

第 36 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　　やむをえない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　　前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第 37 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者及び出席者氏名（書面出席者についてはその旨を付記すること）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要および議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

2　　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印または署名しなければならない。

第５章　資　産

（構成）

第 38 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

（２）　入会金及び会費

（３）　寄付金品

（４）　事業に伴う収入

（５）　その他の収入

（区分）

第 39 条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の２種とする。

（管理）

第 40 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　会　計

（会計の原則）

第 41 条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第 42 条　この法人の会計は、次のとおり区分する。

（１）　特定非営利活動に係る事業会計

（２）　収益事業会計

（事業年度）

第 43 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第 46 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産

（６）　諸官庁による設立の認証の取り消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第 54 条　　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第 55 条　　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員をおく。

（職員の任免）

第 56 条　　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第 57 条　　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　雑則

（細則）

第 58 条　　この定款の施行について必要な細則は、理事会に議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	松岡　二三夫					
副理事長	上原　浩嗣					
副理事長	佐藤　友義					
理事	内藤　英四朗	阿部　與佐治	宮川　敦己	仁科　孝明	上野　安男	
	坂本　貴史	生井澤　寛	甲野　毅	井越　えりか	野島　恒浩	
監事	奈良崎　久和	八木　洋一				

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定かかわらず、この法人の成立の日から平成１５年５月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１５年３月３１日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）　入会金

	正会員	賛助会員	学生会員
個人	２５，０００円	１０，０００円	５，０００円
企業以外の団体	５０，０００円	５０，０００円	
企業	１００，０００円	１００，０００円（１口）	

（２）　年会費

	正会員	賛助会員	学生会員
個人	０円	０円	０円
企業以外の団体	０円	０円	
企業	０円	０円	